

## 地球温暖化対策条例中間案から答申案への主な変更点

平成 31 年 2 月 26 日から 3 月 29 日にかけ実施した意見募集結果や事業者説明会における意見の反映に加え、条例制定に向け内容を精査し、中間案を以下のとおり変更する。

### 1 基本理念の新設

本市が地球温暖化対策条例を制定する趣旨を明確にすべきとの意見を踏まえ、本条例における基本的な考え方について、「目的」に加え、以下に示す 4 つの「基本理念」を設ける。

- ・ 地球環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な都市の実現を目指すこと
- ・ 杜の都の良好な環境の将来の世代の市民への継承を目指すこと
- ・ 気候の変動による影響に対応した安全で安心な地域社会の実現を目指すこと
- ・ 地域経済の発展及び市民生活の向上との調和を図ること

### 2 緩和策・適応策双方の適切な推進

適応策について、緩和策と同じく積極的な取り組みを推進すべきとの意見を踏まえ、緩和策と適応策を包含する意味として「地球温暖化対策等」を定義に追加し、両者を併せて推進する姿勢を明確にする。

### 3 責務・取り組みの明確化

市、事業者、市民等といった各主体の責務と取り組みを明確にすべきとの意見を踏まえ、環境教育や国際協力など、取り組みの前提となるものは「各主体の責務」とし、具体的の取り組みは「各主体による地球温暖化対策等」として記載する。

また、一時滞在者にも市民に準じた取り組みを求めるべきとの意見を踏まえ、「市民等（市内に居住し、又は滞在する者）」を定義に追加するとともに、「各主体による地球温暖化対策等」における取り組みの主体を明確化する。

### 4 （仮称）温室効果ガス削減アクションプログラムの明確化

アクションプログラムについては、本条例における主要施策であることから、「各主体による地球温暖化対策等」の章から本制度に関する内容を抽出し、「事業活動に係る温室効果ガス削減対策」として独立した章立てを設ける。